

会員各位

令和7年2月3日
西尾労働基準協会

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、
厚くお礼申し上げます。標題につきご連絡致します。

外部リンク [URL 西尾労働基準協会 \(nishio-rouki.com\)](https://nishio-rouki.com)

2月3日(月)掲載



「お知らせ」

- ◇ 【強調月間に 社内説明等で活用ください】
化学物質事例を多用したリスクアセスメントテキスト（西尾モデル）掲載
皆様のお力を得て、“化学物質も全体の1つ”とした考え方と事例が強調月間に間に合いました
- 再◇ 【連絡】2025年2月は義務化された化学物質管理の強調月間
及び 愛知労働局主催の関連セミナー参加案内
- 再◇ 【受付開始】2024無災害表彰と優良従業員表彰 受付締切2月28日(金)

「会報」

- ◇ 安全経営あいち2024 推進大会開催（報告）
- ◇ 【健康課より】化学物質管理強調月間 PR用テキスト（雛形）
- ◇ 【健康課より】把握しよう化学物質管理 リーフ
- ◇ 【指導課より】フリーランスに業務委託をする企業の皆さまへ リーフ
- ◇ 県下14協会協催 講習会開催予定（2月HP掲載用）
- ◇ 監督署の窓 似ているけど違うもの 休業手当と休業補償
- ◇ 上記関連 労働者死傷病報告 電子申告が義務化 R7年1月～
- ◇ 災害統計 愛知県（年間） 西尾（年間、12月単月）
- ◇ 【安全課より】令和6年 愛知の死亡災害発生状況（速報版）

西尾は過去初めて 4年連続で死亡災害ゼロ(2024年1～12月)を達成しました
速報 1月31日時点

「講習・セミナー」

西尾労働基準協会ホームページでご確認願います

安全経営あいち 推進大会開催 2025年1月27日



小林局長



愛知労働局 労働基準部長
高橋 嘉寿満



松井課長

■大会概要

- 愛知労働局（小林洋子局長）では、愛知労働基準協会等の協力により1月27日「安全経営あいち2024」をNiterra日本特殊陶業市民会館（名古屋市中区）で開催した。
- 同局YouTubeチャンネルライブでのライブ配信も行った。（ライブ配信は同局HP内アーカイブにて視聴可能）
- 参加者数は会場約500人ライブ配信視聴者約200人。
- 本大会は一昨年度から3カ年計画で企画されたもので、サブタイトルを令和4年度の「出発(たびだち)」に続き、令和5年度の「出会(つながり)」、今年度は最終回として、「企業の飛躍にむけて」をテーマとし、企業の飛躍に必要な様々な要素は、安全の向上にも必要な要素であり、企業を成長させる取り組みと安全の向上は一体であることを、経営者の方をはじめ多くの方に共感を与えることを目的としています。

■主催者あいさつ（小林局長）抜粋

安全経営あいちの理念には、現場の実態を把握し、アセスメントを行って改善を進めていくリスクアセスメントのプロセスは、安全の向上だけではなく、生産性や品質・環境などの向上の際にも必要となる共通のプロセスです。

「安全」は生産性や経済性とトレードオフの関係にあると思いがちですが、決してそうではありません。

経営全体の最適化を図っていくためには、生産性や品質・環境、安全などのPQCDSMEについて、その向上を図るプロセスを一体的に行うことが効率的であり、その結果、企業価値向上への取組みは、同時に安全の向上にもつながるものになります。

そして、PQCDSME向上の一体的な取組を進めるうえでは、経営トップの強い意思表示が必要となります。

そこで今回は、経営者様へのインタビュー動画を紹介し、企業の飛躍に必要な様々な要素は、安全の向上にも必要な要素であることを共感していただきたいと思います。

企業価値向上へのヒントが見つかるはずですので、ぜひ、ご期待ください。

※全文は「局長あいさつ文」参照

■企業価値の向上にむけた取組紹介

案内人がインタビュー動画を使って企業価値向上の取組事例を紹介。

第1部では、「新たな価値創造の旅へ」と題し、経営者の企業成長に向けた考え方や思い、実際の取組事例をインタビュー形式で動画にて紹介し、案内人が解説します。

● 案内人：豊田労働基準監督署 安全衛生課長 村木 豊

● 概要

- 仕事に誇りをもち、やりがいを感じる方が増えていくことで「イキイキとした職場」が形成され、それによりエンゲージメントが高まること。
- エンゲージメントが高まることにより働く仲間がともに成長し、さらには企業も成長する理想的なサイクルが生まれること。
- 様々な課題をポジティブな輪の中に持ち寄ることができれば必ず収益向上にもつなげること。

これらの取組みを進めるには、現場の実態把握が必要不可欠であり、リスクアセスメントを進めることで現場の実態を把握が可能。さらに安全以外の品質や環境など様々なリスク管理にも活用できる、この考え方を愛知労働局では、この大会の名称にもなっている「安全経営あいち®」として提唱しています。

■トークセッション

第2部では、経営者、人事部責任者、安全衛生部署責任者をパネリストとして招き、「安全経営あいち® ～企業価値向上に向けた取組み～」をテーマにトークセッションを行います。

- タイトル：「安全経営あいち®」
- 登壇者

コーディネーターは半田労働基準監督署 安全衛生課長 松井賢介が務める。

パネリストは、

製造業から株式会社F T S 取締役社長 磯部利行氏

第三次産業から社会福祉法人サン・ビジョン 理事/本部長 富樫拓也氏

建設業から株式会社伊藤工務店 安全環境本部部長 神谷泰生氏の3人

- 全体構成：インタビュー動画を上映後、パネリストが事例に対する賞賛と解説を行う形式。
- インタビュー動画は3事例

企業の成長につながる3つのキーワード「イキイキとした職場」「みんなとともに」「収益向上」をテーマにトークセッションを行い、「安全経営あいち®」のPQCDSMEの視点を組織全員で取り組むことの大切さを再認識する。

参考（パネルディスカッションの概要）

① イキイキとした職場（⇒エンゲージメントの向上）

企業と社員が同じベクトルに向かって進むことが企業の成長のカギであり、そのための環境整備や社外への発信が重要。これにより、社員のエンゲージメントが向上すれば、社内外にも良い影響が生まれるだけでなく、健康を含む大きな意味での安全の向上にもつながっている。

① みんなとともに（⇒部門間の連携・コミュニケーションの向上）

企業の成長には、トップの経営ビジョンに対する社員への明確なメッセージや部門間の連携が必要である。そして、部門間とのコミュニケーション向上には、人材交流や情報共有などを通じて相互理解を深めることが必要であり、安全においても生産性や品質などの視点や情報を持ち寄り進めていくことが同様に必要であるといえる。

② 収益向上

現場の本来あるべき姿（標準）を作り、それを維持することが会社の利益を生むベースである。そして標準には4S活動など場の整備やルールの整備が必要で、これがないと正常・異常若しくは変化にも気づくこともできない。安全も同様に、災害の多くは異常若しくは変化のタイミングで発生している。つまり安全管理のベースにも標準が重要。

■ロビー展示

会場ロビーでは、

- 大会プログラムで紹介しきれなかった企業価値向上のための3事例を上映展示。
- 安全経営あいち®への道を紹介。（リスクアセスメントの普及促進から安全経営あいちの提唱まで、皆様とともに愛知労働局が歩んできた道のりを展示）
- 改善事例を紹介
- 大会参加者から想い、意気込み、大会の感想などのメッセージをサインボードへ寄せ書きを募集。

■大会宣言

最後に、愛知労働局労働基準部長の高橋嘉寿満氏が「企業の飛躍に向けて 大会宣言」を読み上げ、推進大会は終了。

PR用テキスト（化学物質管理）

●見出し・タイトル

化学物質管理強調月間／説明会等のご案内 ～愛知労働局からのお知らせ～

●テキスト（437文字）

厚生労働省では、産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、令和6年度を初年度として、毎年2月を化学物質管理強調月間とし、化学物質に関する様々な啓発活動等を行うこととしています。

化学物質管理と聞くと、「製造業などの工業的な業種のもの」と思われがちですが、化学物質とは縁遠いイメージのある非工業的な業種においても、実はこれらに起因する労働災害が多く発生しています。また、それだけでなく、令和6年4月には、規制対象となる化学物質の種類が大幅に拡大される等の法令改正も行われており、職場における適切な化学物質管理の実施が強く求められています。

愛知労働局では、化学物質管理についての基本的な考え方をまとめたパンフレットを作成しているほか、強調月間中に説明会等を実施することとしています。

ぜひ、これらを参考として、職場における化学物質管理の推進を図っていただきますようお願いいたします。

●各種資料へアクセスするための二次元コード（画像データ）

【パンフレットのご案内】



<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/content/contents/002041787.pdf>

【説明会等のご案内】



https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/chemical_monthly_2024.html

把握しよう！

職場にある「モノ」の危なさ

～化学物質・粉状物質等のリスクアセスメント～

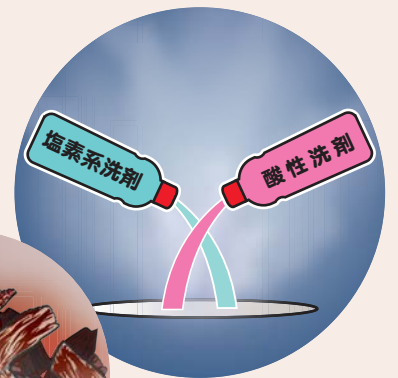
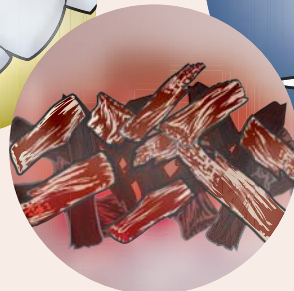
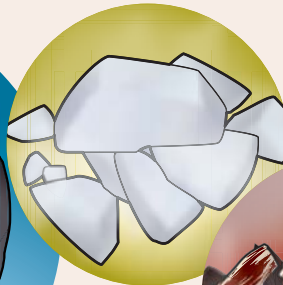
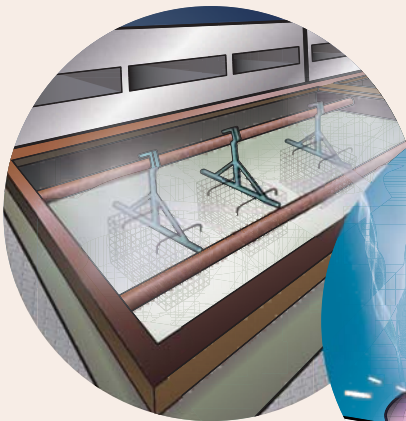
原材料



薬品、製剤、
消耗品など



様々な場面で発生する
ガス、蒸気、ミスト、粉じんなど



この世の中に全く無害なモノはありません。

「分からない」、「調べたことがない」がないように！

職場にあるモノがどんな「危なさ」(爆発・火災等の危険性や人体への有害性)を持っているかを把握し、適切な管理を目指しましょう。

- 安衛法第 22 条により、事業者は、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による健康障害を防止するため必要な措置を講ずることとされています。
- SDS 交付が義務付けられているモノについては、事業者によるリスクアセスメントの実施が義務とされており、その他のモノについては努力義務とされています(安衛法第 57 条の 3、第 28 条の 2)。
- SDS 交付義務の対象物は、今後も順次追加される予定であり、さらに幅広いモノについて管理が求められることとなります。

(労働安全衛生法を「安衛法」と略記しています。)

1 職場にあるモノの危なさを把握する

職場にある様々なモノ



* 令和6年4月1日現在、ラベル表示・SDS交付義務の対象物は約900物質ですが、今後も順次追加される予定です。

この世の中に、全く無害なモノは存在しません

- 職場には様々なモノがあります。原材料・薬品・製剤・消耗品などの職場で取り扱っているモノ、設備や作業の実施に伴って発生するモノ、意図せず発生してしまうモノ…これらの性質や危なさを調べたことがありますか？
- この世の中に、全く無害なモノは存在しません。生命の維持に必要な水ですら、過剰に摂取すると水中毒と呼ばれる症状を発症させることがあります。
- 職場で取り扱っているモノ、立ち上っている蒸気・ガス・ミスト・粉じんなどのモノがどんな危なさを持っているのか、「分からない」、「調べたことがない」がないように、把握に努めましょう。

- 安全と思われる食材の粉末なども、呼吸器疾患やアレルギーの原因になる場合があります。
- 身近にあるドライアイスや炭火などから、二酸化炭素や一酸化炭素などが発生し、疾病のもととなる場合があります。
- トイレ清掃時の塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム等）や、害虫駆除のための殺虫剤などが原因となって、中毒や疾病が発生することも珍しくありません。

モノの「危なさ」を把握するには

- ラベル表示、SDS交付が義務付けられているモノは、SDSを入手し、危なさについての情報を把握しましょう。
- 数万種類あると言われる、全てのモノのうち、法令で個別規制されているモノや、SDSが作られているモノは、ごくわずかです。SDSがないモノは、文献やインターネットなどの情報を利用し、あるいは、産業医に意見を求める等により、危なさを把握に努めましょう。

SDS / 安全データシート (Safety Data Sheet) とは

- 化学物質の危険有害性や取扱い上の注意事項などが記された文書のことです。
- 容器等のラベルに絵表示（GHSマーク）のあるものは、SDSが作られています。
- SDSは、メーカーや販売業者から入手することができます。



絵表示（GHSマーク）

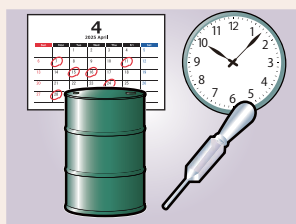
- この世の中に、まったく無害なモノは存在しません。
- 規制の有無にとらわれず、職場にあるモノの「危なさ」を把握しましょう。

2 モノとの関わりを把握する

モノと人が関わることで、疾病発生などのリスクが生じます

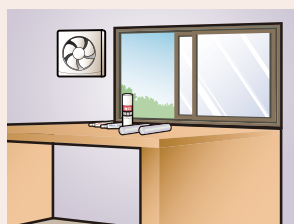
●モノと人の関わり方によって、リスクの大きさは変化します。

作業内容



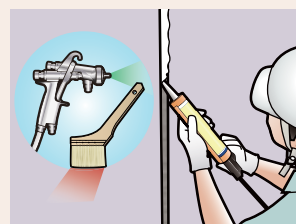
ばく露量・時間など

取扱い量、作業頻度、作業時間・接触時間など



作業場所など

屋外か屋内か、作業場所の広さ、換気状況など



作業方法など

顔を近づけるか、どんな道具を使用するかなど

ばく露の経路



吸入ばく露

ガス、蒸気、ミスト、粒子状などのモノが、呼吸とともに体内に取り込まれます。



経皮ばく露

液体状のモノなどに直接接触すると、皮膚から体内に取り込まれます。



経口ばく露

手指などに付着したモノが、喫煙や食事によって体内に取り込まれます。

- リスクの大きさを知るためには、モノと人の関わり方を詳しく調べる必要があります。
- 決まっていられる作業（定常作業）だけでなく、臨時的・突発的な作業（非常作業）にも目を向け、モノと人の関わり方＝「作業」をできるだけめれなく把握しましょう。

3 リスクを見積る

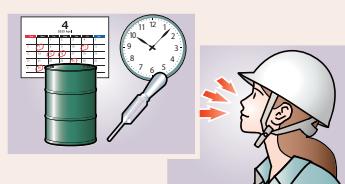
モノと人の関わり方から、リスクを見積るのがリスクアセスメントです

- モノと人の関わり方を明らかにした上で、モノごと、作業ごとに、リスクの大きさを見積るのがリスクアセスメントです。リスクアセスメントを適正に行うためには、モノの「危なさ」と作業の実態を詳しく調べる必要があります。



モノ（ハザード）

×



人との関わり

= リスク

職場のあんぜんサイト／化学物質のリスクアセスメント実施支援（厚生労働省）

- コントロールバンディング、CREATE-SIMPLE（クリエイト・シンプル）などのリスクアセスメント支援ツールが例示されています。
- リスクアセスメントの適正な実施のために「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（令和5年4月27日 危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第4号他）が示されています。詳しくは、パンフレット等をご参照ください。



<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm>

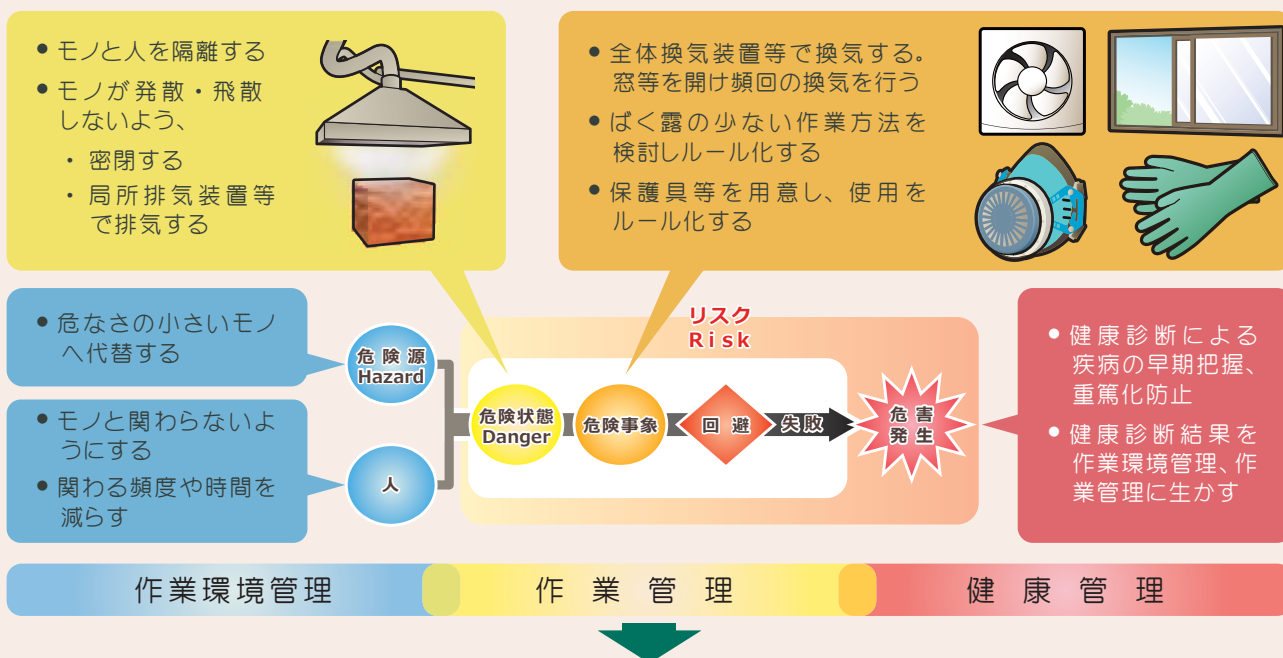
4 危なさと向きあう

リスクアセスメント結果等に基づき、ばく露の低減を図りましょう

- 対象となるモノが特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、粉じん障害防止規則などの法令の規制を受ける場合には、法令に基づく措置をまず講じ、なお残ったリスクについては、必要な措置を自主的に決定し、これを実施します。
- 個別規制がされていないモノについては、参照すべき法令がないため、必要な措置の決定・実施の全てを自主的に行うこととなります。
- 必要な措置を適切に決定・実施するためには、その基礎となるリスクアセスメントをより適正にしていくことが重要です。なお、法令では、リスクアセスメントの実施管理を知識を有する化学物質管理者に行わせることや、措置について関係労働者の意見を聴き、衛生委員会等で協議することなどを定めています。

措置の検討は、災害発生プロセスの上流から

- 下図は、モノの「危なさ」が危害を引き起こすプロセスと、それを防ぐ措置の関係を示したものです。一般に、プロセスの上流側に働きかける措置ほど、より本質的・根本的で効果が高くなります。



ばく露の程度を最小限度に / 濃度基準値設定物質については基準以下に

(労働安全衛生規則 第577条の2第1項、第2項)

危なさと向きあう

- 一般に、措置を講じてもリスクを完全に排除することはできません。措置の後に残る「残留リスク」と、対応のための管理のポイントを明らかにするのも、リスクアセスメントの大切な目的です。
- 残留リスクを承知した上で日常的な管理を継続し、付き合っていくこと、すなわち、危なさと正しく向きあうことが必要です。
- 適正なリスクアセスメントとこれに基づく自律的管理を目指しましょう。

リスクアセスメント等の適正な実施のために定められている主な事項

- 化学物質管理者を選任し、リスクアセスメントの実施等の管理を担当させる。(安衛則第12条の5)
- 保護具着用管理責任者を選任し、保護具の使用等の管理を担当させる。(安衛則第12条の6他各特別規則)
- リスクアセスメント結果等の記録を作成し保存する。(安衛則第34条の2の8)
- リスクアセスメント対象物健康診断の実施等を行う。(安衛則第577条の2第3項～第9項)
- ばく露の程度を最小限度にする措置等について衛生委員会に付議する(安衛則第22条)、関係労働者の意見を聞く機会を設ける(安衛則第577条の2第10項)。
(労働安全衛生規則を「安衛則」と略記しています。)

フリーランスに業務委託をする企業の皆さまへ

SNS等を通じてフリーランスの募集を行う際には
**氏名(名称)・住所・連絡先・業務の内容・業務に
従事する場所・報酬**を記載しましょう

インターネットやSNSにフリーランスの募集に関する情報を載せる際は注意してください

募集情報提供時の注意点

フリーランス・事業者間取引適正化等法では、インターネットやX等のSNSを含む広告等により、フリーランスの募集に関する情報等(以下、「募集情報」といいます)を提供するときは、虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならないこととされています。

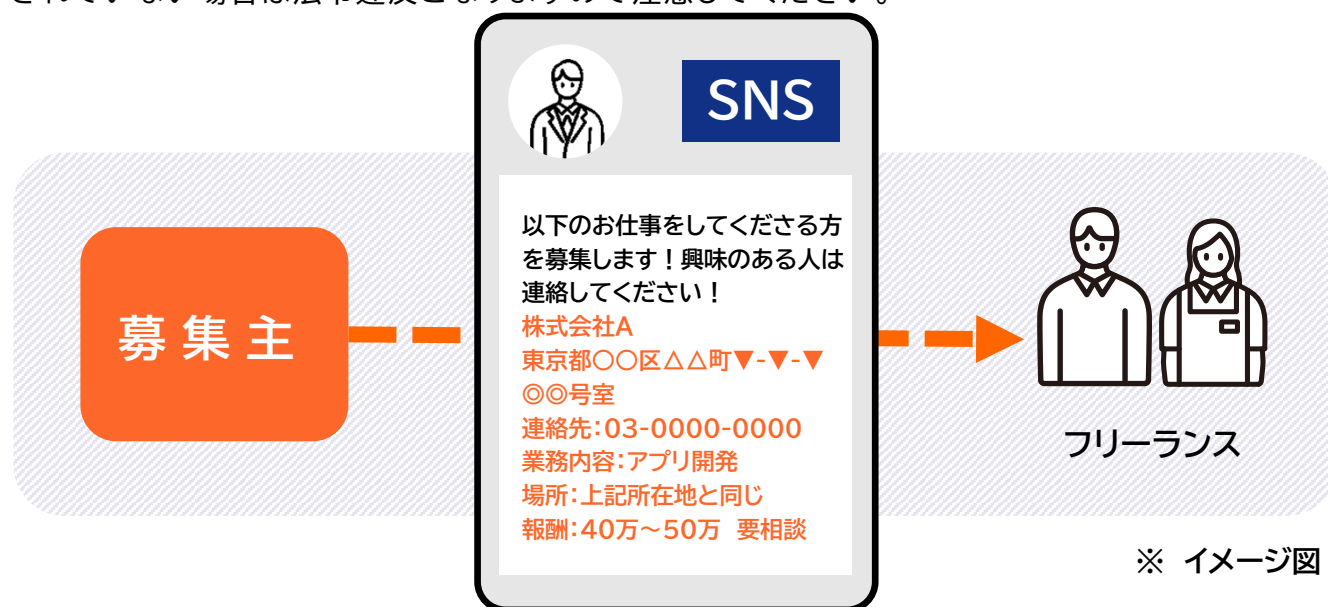
昨今、インターネット等で犯罪実行者の募集が行われる事案が見られ、その中には、通常の募集情報と誤解を生じさせるような広告等も見受けられます。

こうした誤解が生じないように、募集情報を提供するには

- ①氏名(名称) ②住所 ③連絡先 ④業務の内容
⑤業務に従事する場所 ⑥報酬 (6情報)

を記載することが必要です。

募集主の皆さまは、インターネットやSNS等でフリーランスを募集する際はこれらの情報が記載されていない場合は法令違反となりますので注意してください。



仲介事業者を利用する場合

発注事業者の皆さまは、仲介事業者(※)を通じてフリーランスの募集を行う場合には、当該仲介事業者に対し、上記①～⑥の事項が掲載されるよう依頼してください。ただし、この場合において、フリーランスから照会があった際には、仲介事業者が、募集主の氏名・名称等を当該フリーランスに回答することとなっており、それを照会先を付して示す場合には、募集主の氏名・名称等の情報は必ずしも載せる必要はありません。

(※)実態として発注事業者に該当しない仲介事業者

Q1.「住所(所在地)」としてどこまで記載すれば良いのでしょうか。

業務委託を受けようとするフリーランスが募集主について誤解をすることのないよう、ビル名、階数、部屋番号まで記載する必要があります。

Q2.「連絡先」として何を記載すれば良いのでしょうか。SNSのメッセージ機能を使って、送付先を示す方法でも問題ないでしょうか。

業務委託を受けようとするフリーランスに誤解を生じさせないものである必要があり、電話番号、メールアドレスまたは、自社ウェブサイト上に備え付けられた専用の問い合わせフォームへのリンクのいずれかを記載する必要があります。

Q3. 広告等により募集情報を提供する場合、氏名等の6情報自体を記載せず、6情報が記載されている会社ウェブサイトの募集要項等のURLリンクを記載することでも問題はないのでしょうか。

会社ウェブサイトの募集要項等のURLリンクのみでは、そもそも業務委託の募集であるかどうかも含め、誤解を招く可能性があるため、募集情報を提供する広告等自体に6情報を記載する必要があります。

Q4. 業務の内容、業務に従事する場所及び報酬については、フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条(取引条件の明示)で求められるのと同程度の粒度で記載することが求められるのでしょうか。

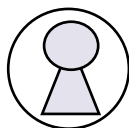
必ずしも同じである必要はありませんが、広告等を見て業務委託を受けようとするフリーランスが、募集主について誤解を生じないよう、業務の内容や業務に従事する場所、報酬について記載する必要があります。

例えば、業務の内容について、具体的には成果物の内容又は役務提供の内容や成果物の知的財産権の許諾・譲渡の範囲などが考えられますが、募集時に定まっていない場合に「知的財産権の許諾の範囲」を記載せず、成果物の内容(例:〇〇のデザイン、△△のイラスト)を示す形でも、記載があれば、個別具体の判断とはなりますが、直ちに本法第12条違反とはならないものと考えられます。また、業務に従事する場所については、複数の候補を示して「応相談」とする形、報酬については、「報酬40万～(要相談)」とする形でも、記載があれば個別具体の判断とはなりますが、直ちに本法第12条違反とはならないものと考えられます。

Q5. 労働者の募集についても、6情報の記載が求められるのでしょうか。

労働者の募集を広告等により行う場合でも、6情報の記載は同じように必要です。詳細については都道府県労働局需給調整事業課室にお問い合わせください。

募集主の氏名等がない募集情報の提供は、誤解を生じさせるため、認められません



高額報酬
即日入金
興味のある人は
DMで



高待遇
負担なくラクに
稼げる以下の
リンクより応募



圧倒的成長、上を
目指す人は連絡し
てください

お問い合わせ

都道府県労働局

雇用環境・均等部(室)



需給調整事業課室



令和6年度 愛知県下各協会合同開催事業 開催予定表 (当協会も主催機関です)

種別	講習会名	URL	2月	3月	4月	会費(単位:円)		会場
						会員	非会員	
労働法令総合講座	1. 労働実務基礎講習(半日)	https://www.meihokurouki.or.jp/course/total/a01	4	11	9	無料		名北労働基準協会 他
	2. 労働実務総合研修(1日)	https://www.meihokurouki.or.jp/course/total/a02	13		15	10,000	13,330	名北労働基準協会
	3. 労働実務専門講座(4日間)	https://www.meihokurouki.or.jp/course/total/a03/a01	12 26			全日 36,700	全日 44,500	名北労働基準協会
	4. 建設業雇用管理者研修(1日)	https://www.meihokurouki.or.jp/course/total/a08				無料		名北労働基準協会 他
労働問題セミナー	1. 労働問題総合対策セミナー	https://www.meihokurouki.or.jp/course/labor/b02				無料		岡谷鋼機名古屋公会堂
	2. 労働トラブル防止総合講座	https://www.meihokurouki.or.jp/course/labor/b03	21			6,900	9,130	名北労働基準協会
安全衛生	1. 携帯丸のこ等取扱作業従事者教育	https://www.meihokurouki.or.jp/course/safety/c32	7			7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	2. 振動工具取扱作業安全衛生教育	https://www.meihokurouki.or.jp/course/safety/c35				7,300	8,900	名古屋市工業研究所
	3. 騒音障害防止対策管理者労働衛生教育	https://www.meihokurouki.or.jp/course/safety/c31				8,690	11,990	あいち産業科学技術総合センター
	4. 名古屋・尾張労働災害防止大会	https://www.meihokurouki.or.jp/course/other/f03		3		無料(資料1000円)		ウインクあいち
社員教育	1. 管理能力向上研修	https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d02		5		6,000	7,000	名北労働基準協会
	2. メンタルヘルスマネジメント研修	https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d05		4		6,000	7,000	名北労働基準協会
	3. 人事考課者研修	https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d03				6,000	7,000	名北労働基準協会
	4. ハラスメント防止研修	https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d11	18			6,000	7,000	名北労働基準協会
	5. ハラスメント相談担当者研修	https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d12	18			6,000	7,000	名北労働基準協会
	6. 採用担当者研修	https://www.meihokurouki.or.jp/course/employee/d04				6,000	7,000	名北労働基準協会

似ているけど違うもの

1 休業手当と休業補償

労働基準法には、①使用者の責めに帰すべき事由による休業に対し事業主が支払うべき賃金である「休業手当」（労働基準法第 26 条）と②労災保険の「休業補償給付」（労働者災害補償保険法第 14 条）の待期間 3 日間に対する事業主の補償である「休業補償」（労働基準法第 76 条）があります。

言葉が似ているだけでなく、所定労働時間の全部を休業した場合、どちらも平均賃金の 60% 以上の支払が必要です。

所定労働時間の一部を休業した場合の計算方法には次のような違いがあります。

(1) 休業手当

- ①平均賃金の 60%と②労働した時間に対する賃金を比較
- ②が①より少なければ、①と②の差額を休業手当として支給

(2) 休業補償

- ①平均賃金と②労働した時間に対する賃金を比較
- ②が①より少なければ、①と②の差額の 60%を休業補償として支給

2 労働者死傷病報告と休業補償給付

労働災害等により労働者が 4 日以上休業した場合、遅滞なく「労働者死傷病報告」を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません（労働安全衛生規則第 97 条第 1 項、同条第 2 項により休業が 4 日未満の場合、四半期ごとの提出が必要です。また、令和 7 年 1 月 1 日から、労働者死傷病報告は原則、電子申請となり、従来の様式第 23 号と第 24 号がなくなり、電子申請での報告が困難な事業者のため参考様式が示されました。）。

労働者は、業務上の負傷等の療養のために 4 日以上休業し、賃金を受けていない場合、「休業補償給付」を国に請求することができます（労働者災害補償保険法第 14 条、待期間 3 日間は労働基準法第 76 条により、事業主が補償しなければなりません。）。

休業日数のカウントには次のような違いがあります。

(1) 労働者死傷病報告

療養の有無は関係なく、丸一日の休業を 1 日としてカウントします。

(2) 休業補償給付

療養が必要で、一部の休業でも 1 日としてカウントします。

なお、労働基準法第 76 条の休業補償も同じ考え方です。

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

The image shows a form titled "労働者死傷病報告" (Laborer Death, Injury, and Disease Report). It contains various fields for reporting an incident. Red boxes and numbers 1 through 5 are overlaid on the form to highlight specific areas of change:

- ①** Points to the top right section for selecting the industry type (事業の種類).
- ②** Points to the section for selecting the victim's occupation (被災者の職種).
- ③** Points to the section for selecting the injury name and body part (傷病名及び傷病部位).
- ④** Points to the large section for describing the disaster occurrence and cause (災害発生状況及び原因), which is divided into five columns.
- ⑤** Points to the bottom section for selecting nationality, region, and residence status (国籍・地域及び在留資格).

①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名: 負傷>切断
傷病部位: 頭部>鼻

④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に当たっては

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイドンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舍内での災害報告

スマートフォンからの電子申請も可能です
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶
厚生労働省HPにリンクします

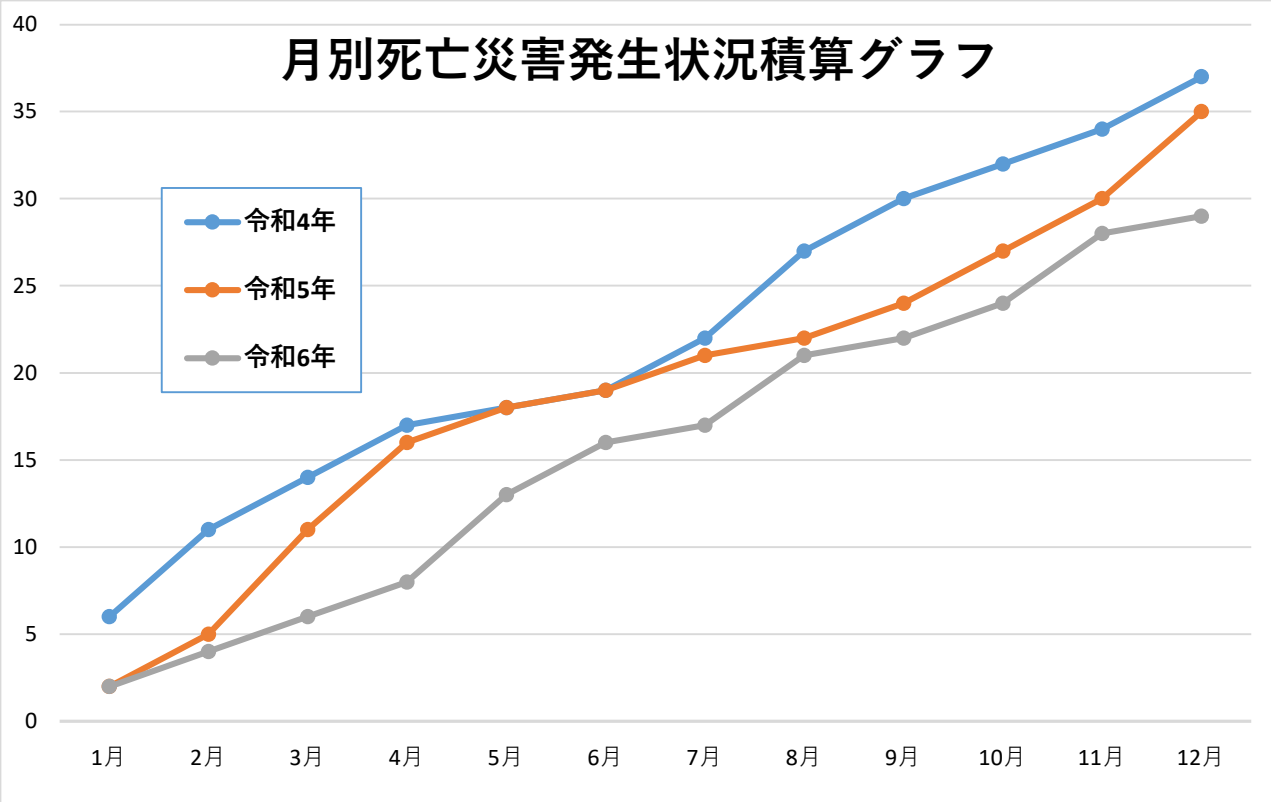


愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和7年1月6日時点の速報値）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種	年別	令和6年(速報値)	令和5年同時期(速報値)	令和5年確定値
製造業	製造業	6 (1)	8	8
	食料品製造業			
	化学工業			
	鉄鋼・非鉄金属		3	3
	金属製品	1		
	一般・電気・輸送用	2 (1)		
その他	3	5	5	
建設業	建設業	7 (2)	5 (1)	6 (1)
	土木工事業			
	建築工事業	5 (1)	5 (1)	6 (1)
その他	2 (1)			
陸上貨物運送事業	3 (1)	8 (2)	10 (3)	
商業	商業	8 (6)	4 (2)	4 (2)
	卸売業	1	2	2
	小売業	6 (5)	2 (2)	2 (2)
その他	1 (1)			
清掃・と畜業	2	4	4	
上記以外の事業	3 (1)	2 (1)	3 (1)	
合計		29 (11)	31 (6)	35 (7)

月別死亡災害発生状況積算グラフ



令和6年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和6年12月末現在

業 種		年 別		増 減			
		令和6年	令和5年	増減数	増減率		
		死傷	死亡	死傷	死亡	増減数	増減率
製 造 業		68		47		+21	+44.7%
製 造 業	食 料 品 製 造 業	10		9		+1	+11.1%
	織 維 工 業	7		1		+6	+600.0%
	鉄 鋼 業	6		7		-1	-14.3%
	金 属 製 品	6		4		+2	+50.0%
	一 般 機 械 器 具	3		6		-3	-50.0%
	輸 送 機 械 製 造	18		10		+8	+80.0%
	上 記 以 外 の 製 造 業	18		10		+8	+80.0%
建 設 業		19		10		+9	+90.0%
建 設 業	土 木 工 事 業	7				+7	-
	建 築 工 事 業	9		6		+3	+50.0%
	そ の 他 の 建 設 業	3		4		-1	-25.0%
陸 上 貨 物 運 送 事 業		11		13		-2	-15.4%
小 売 業		21		23		-2	-8.7%
小 売 業	新 聞 販 売	3		3		0	0.0%
	そ の 他 の 小 売 業	18		20		-2	-10.0%
通 信 業		3				+3	-
社 会 福 祉 施 設		14		13		+1	+7.7%
飲 食 店		3		8		-5	-62.5%
清 掃 ・ と 畜 業		5		5		0	0.0%
上 記 以 外 の 事 業		18		21		-3	-14.3%
合 計		162	0	140	0	+22	+15.7%

死亡者数は内数

岡崎労働基準監督署西尾支署管内労働災害発生状況

(令和6年12月末現在)

業種	6年12月 受付件数	6年 発生件数	5年 同期	業種	6年12月 受付件数	6年 発生件数	5年 同期	
小計	6	68	47	土石採取業				
製 造 業	食料品製造業	1	10	9	建設業	4	19	10
	繊維工業・繊維製品製造業	2	7	1	道路旅客運送業			1
	木材木製品・木製家具製造業				道路貨物運送業		9	10
	紙加工品製造業・印刷製本業				陸上貨物取扱業	2	2	2
	化学工業		8	5	商業	4	20	28
	窯業・土石製品製造業		3	1	金融・広告業		1	
	鉄鋼業・非鉄金属製造業		6	9	保健衛生業	2	16	15
	金属製品、金属家具製造業		6	4	接客娯楽業		3	10
	一般機械器具製造業		3	6	清掃業		5	5
	電気機械器具製造業				ビルメンテナンス業			
	輸送用機械器具製造業	2	18	10	その他の事業		19	12
	その他の製造業	1	7	2	合計	18	162	140

()内は死亡者数を外数で表す。

令和6年愛知の死亡災害発生状況（速報版）

愛知労働局安全課

1 死亡災害の発生状況

愛知県内における労働災害による死亡者数は、年間40人台を中心に推移していたが、令和3年に過去最少の26人まで減少して以降、40人を下回る状況で推移している。

令和6年は、令和7年1月15日現在、死亡者数は29人となり、前年と比較して6人の減少となった。

業種別分類で見ると、製造業及び陸上貨物運送事業で死亡者数は減少、建設業及び商業で死亡者数が増加した。特に陸上貨物運送事業においては、前年と比較し10人から3人と大幅に減少し、商業においては、前年と比較し4人から8人と大幅に増加した。

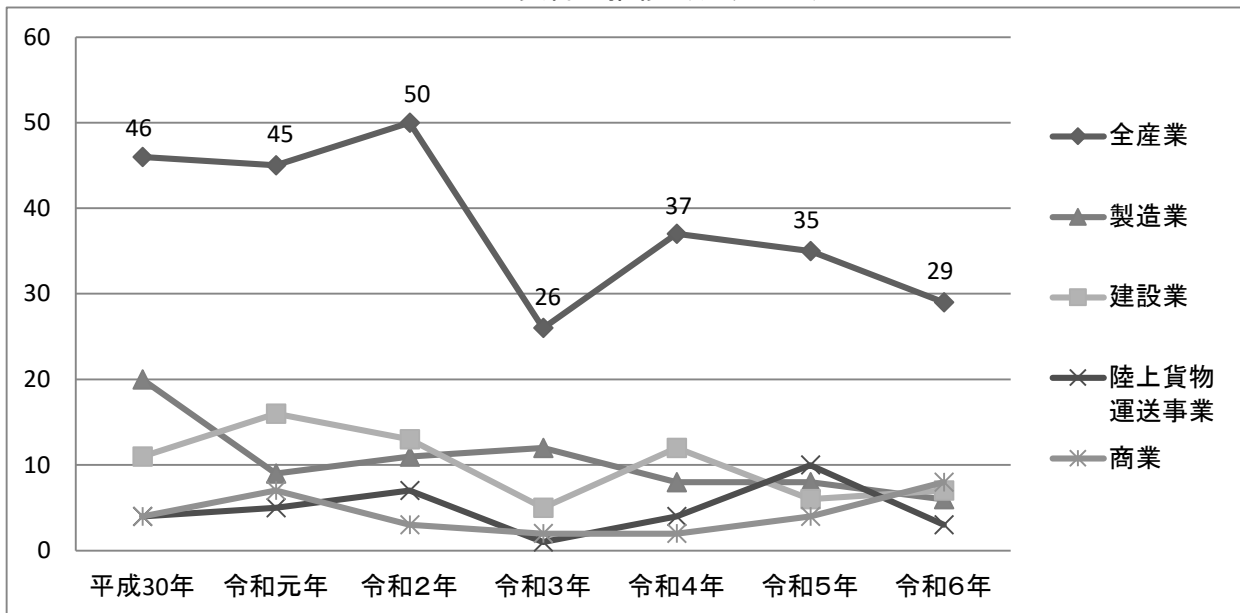
【表1、グラフ1】

(表1)

年		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
死亡災害	全産業	46	45	50	26	37	35	29
	製造業	20	9	11	12	8	8	6
	建設業	10	16	13	5	12	6	7
	陸上貨物運送事業	4	5	7	1	6	10	3
	商業	4	7	3	2	2	4	8

(令和6年は、令和7年1月15日現在速報値で未確定、平成30～令和5年は確定値)

死亡災害の推移（グラフ1）

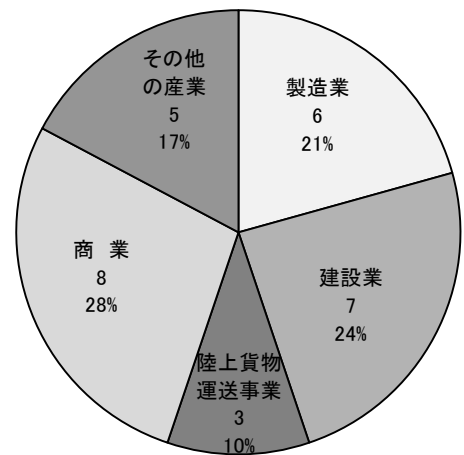


2 業種別死亡災害発生状況

～陸上貨物運送事業で大幅減、商業で大幅増～

	令和6年 (速報値)	令和5年 (確定値)
製 造 業	6	8
建 設 業	7	6
陸 上 貨 物 運 送 事 業	3	10
商 業	8	4
そ の 他 の 産 業	5	7
合 計	29	35

令和6年 業種別死亡災害発生状況（表2）



令和6年 業種別死亡災害発生状況（グラフ2）

業種別の死亡災害発生状況については、グラフ2のとおり商業が8人と最も多く、次いで建設業（7人）、製造業（6人）の順で発生している。商業、建設業、製造業の3業種で全体の73%を占めている。

3 事故の型別死亡災害発生状況

～墜落・転落、交通事故（道路）で76%を占めている～

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	商業
墜落・転落	11	1	5	2	2
交通事故(道路)	11	1	2	1	6
飛来・落下					
はさまれ・巻き込まれ	2	2			
激突され	1				
倒壊・崩壊	1	1			
有害物等との接触					
その他	3	1			
合計	29	6	7	3	8

令和6年 事故の型別死亡災害発生状況（表3）

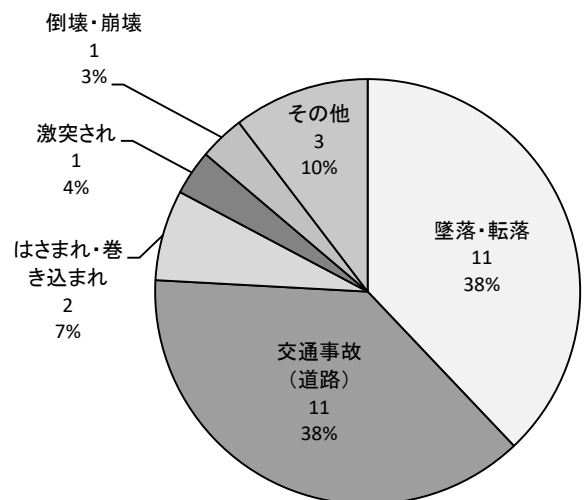
事故の型別の死亡災害発生状況については、表3・グラフ3のとおり全産業では、墜落・転落及び交通事故（道路）が最も多く38%を占め、次いではさまれ・巻き込まれで7%となっている。墜落・転落及び交通事故（道路）の事故の型で全体の76%を占めている。

製造業では、従来、機械などによるはさまれ・巻き込まれが多くを占めてきたが、令和6年は10人から2人と大幅に減少した。

建設業では、従前どおり墜落・転落が多く発生する傾向がみられ、2人から5人と増加した。

商業では、8人に増加しており、平成30年以降最も多く発生している。うち6人は出張作業中の交通事故で死亡している。

陸上貨物運送事業は昨年と比べ、全体の件数自体は減少しているが、墜落・転落災害については、1人から2人に増加している。



令和6年 事故の型別死亡災害発生状況（グラフ3）

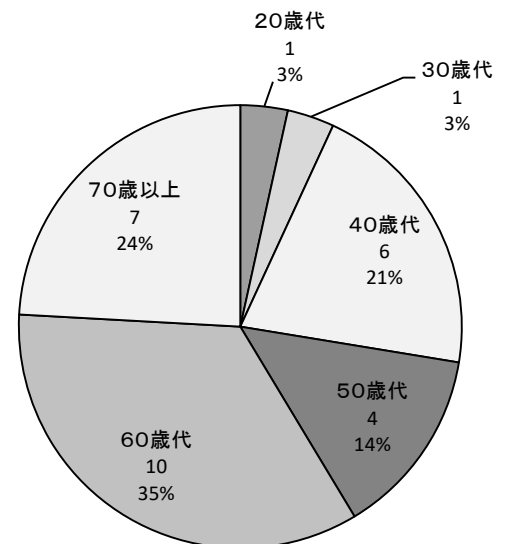
4 年齢別死亡災害発生状況

～60歳代が最多の35%を占めている～

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	商業
19歳未満					
20歳代	1				
30歳代	1	0			1
40歳代	6	1	2		2
50歳代	4	1	2	1	
60歳代	10	2	3	1	3
70歳以上	7	2	0	1	2
合計	29	6	7	3	8

令和6年 年齢別死亡災害発生状況（表4）

年齢別の死亡災害発生状況については、表4・グラフ4のとおり、60歳代が最も多く全体の35%を占め、次いで70歳以上が24%、40歳代が21%を占めている。60歳以上が全体の約60%を占めている。



令和6年 年齢別死亡災害発生状況（グラフ4）

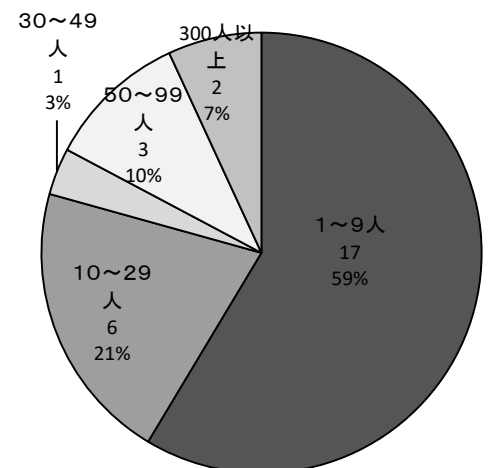
5 事業場の規模別死亡災害発生状況

～規模50人未満の事業場で83%を占める～

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	商業
1～9人	17	3	6	2	4
10～29人	6	2	1		2
30～49人	1				1
50～99人	3			1	1
100～299人					
300人以上	2	1			
不明					
合計	29	6	7	3	8

令和6年 事業場規模別死亡災害発生状況（表5）

事業場規模別の死亡災害発生状況については、表5・グラフ5のとおり、安全・衛生管理者等の選任義務のない50人未満の事業場において全体の83%を占めている。特に建設業では中小零細規模の専門工事業者が多いことから、7人のうち6人が事業場規模10人未満となっている。



令和6年 事業場規模別死亡災害発生状況（グラフ5）

6 経験別の死亡災害発生状況

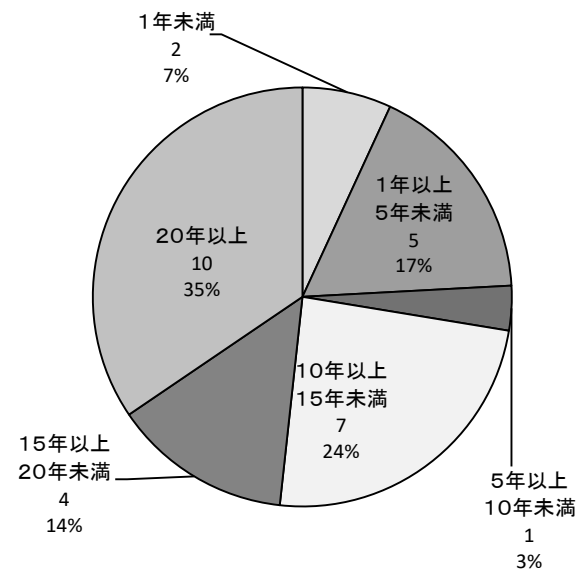
～経験年数 20 年以上が 35%を占める～

	全産業	製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	商業
1年未満	2		1	1	
1年以上5年未満	5	1	1		2
5年以上10年未満	1				
10年以上15年未満	7	2	2		2
15年以上20年未満	4			2	1
20年以上	10	3	3		3
不明					
合計	29	6	7	3	8

令和6年 経験別死亡災害発生状況（表6）

経験別の死亡災害発生状況については、表6・グラフ6のとおり、全産業では、経験年数20年以上で10人と最も多くを占めている。一方、経験年数5年未満の発生率は全体の24%である。

労働人口の高齢化に伴い、作業に不慣れた労働者よりも、ある程度作業に習熟した労働者、また熟練労働者が被災する割合が増加している。

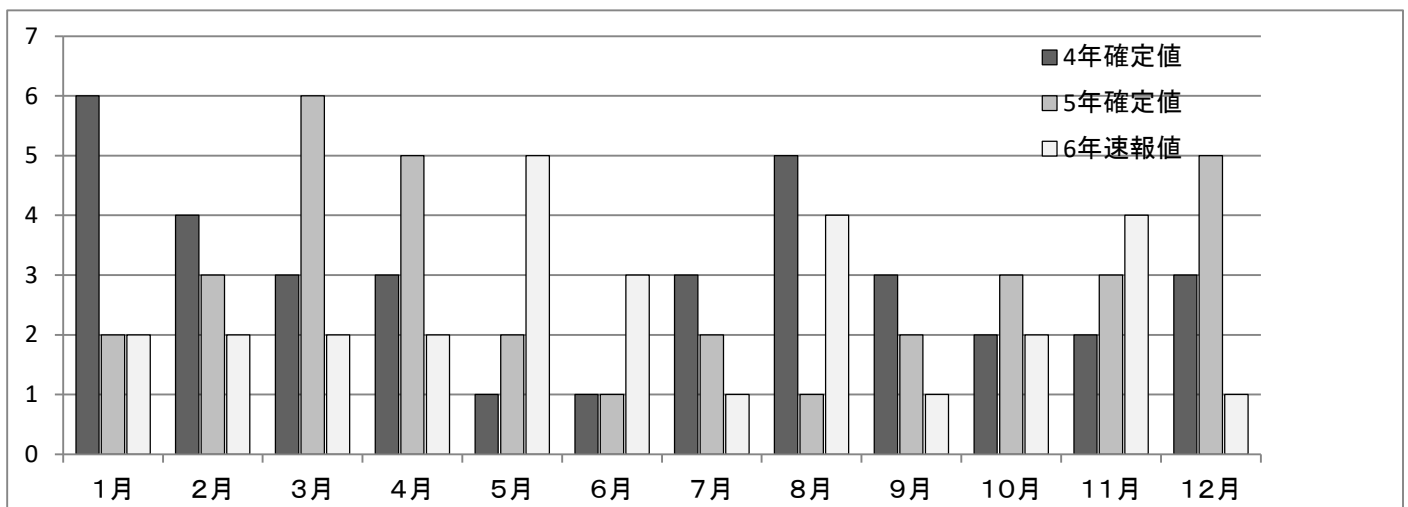


令和6年 経験別死亡災害発生状況（グラフ6）

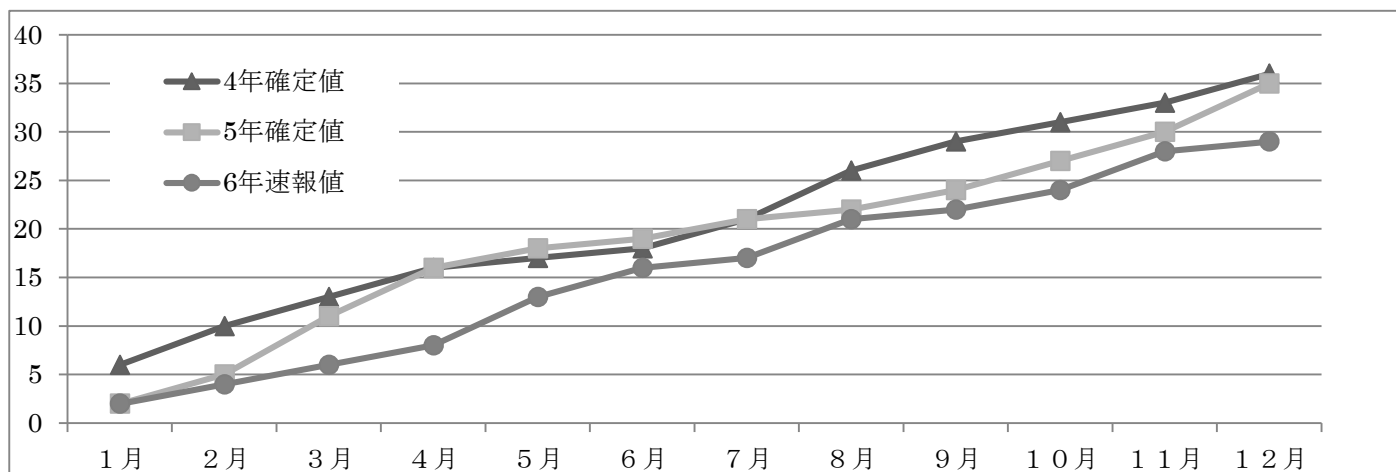
7 月別の死亡災害発生状況

～5月に5人、8月に4人、11月に4人と多く発生した～

（グラフ7-1）



(グラフ7-2)



まとめ

愛知労働局が策定した第14次労働災害防止推進計画（令和5年度～令和9年度）では、全業種における死亡者数を、令和9年までの早期に25人を下回ることを目標に掲げるとともに、重点業種目標として製造業で6人、建設業で5人を下回ることを目標としている。

令和7年1月15日現在の死亡者数の速報値が29人であり、全業種目標の達成に向けて中長期的に減少傾向で推移している。一方で重点業種目標である製造業は6人、建設業は7人と、ともに目標を達成することはできなかった。

愛知労働局では、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進し、働く人々の安全・健康管理を通じ、企業、社会のウェルビーイング（Well-being）を実現するとともに、今後さらなる死亡災害の減少を目指すため、「安全経営あいち®」の推進・定着を強力に推進することとしている。